

平成24年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

平成23年6月

関東地方知事会

平成23年5月25日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

平成23年6月

関東地方知事会

会 長	山 梨 県 知 事	横 内 正 明
	東 京 都 知 事	石 原 慎太郎
	茨 城 県 知 事	橋 本 昌
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	大 澤 正 明
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	静 岡 県 知 事	川 勝 平 太
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一

1	東日本大震災に係る要望について	
(1)	被災地における復旧・復興について	1
(2)	福島第一原子力発電所事故の早期収束と風評被害等の 対策について	7
(3)	地域経済対策の実施について	10
(4)	電力需給対策について	12
(5)	原子力安全対策・防災対策の見直しについて	16
(6)	災害に強い社会資本整備について	18
(7)	今後の防災対策について	20
2	地方分権改革の推進について	24
3	都県境を越えた野生鳥獣害対策について	30
4	介護職員処遇改善等の取組の継続・改善について	31
5	道路網の整備促進等について	32

1 東日本大震災に係る要望について

(1) 被災地における復旧・復興について

今回の震災では、関東地方においても、茨城県、栃木県で震度6強、群馬県、埼玉県、千葉県で震度6弱、他のすべての構成都県でも震度5弱以上の地震動を記録し、大津波、火災、液状化などの複合的な災害が広域で発生した。そのため、1都9県では死者・行方不明者が60人、建物の全半壊が1万戸超、道路損壊が2千か所超などに加え、液状化による被災住宅が多数に上るなど、大きな被害が生じている。

また、3月12日には長野県北部において震度6強の地震が起きた。

これらの災害の発生以降、各都県では、被災者の生活再建への支援、公共施設等の復旧や地域の復興等に取り組んでいるが、多額の財政負担が発生するなどの課題に直面しており、国による迅速な支援等の対応が必要となっている。

ついては、この未曾有の危機を乗り越え、被災地の一日も早い復旧・復興を図るため、これまでのやり方やルールにとらわれることなく、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 被災者対策等について

- (1) 被災者、そして被災地域が一日も早く立ち直るには、地域の実情に応じたきめ細かな支援策を講じる必要があり、そのため、弾力的かつ機動的な運用が可能な復興基金の設置等の財政措置を国の負担により行うこと。

特に、被災者の生活拠点の復興は急を要することから、被災者生活再建支援金の上限を引き上げるとともに、5月2日に示された新たな認定方法によっても対象とならない液状化の被害を受けた世帯や、半壊・床上浸水の被害を受けた世帯などについても支給対象とし、積極的な支援を行うこと。

また、被災者生活再建支援基金の増額を全額国庫により行うこと。

- (2) 市町村が県外からの避難者に対する支援を積極的に行えるよう、避難者が公費負担医療を受ける場合や、避難者に児童扶養手当や生活保護費を支給した場合の費用負担を全額国庫負担とするなど、国として支援することを明確にすること。
- (3) 他県から福祉サービスを必要とする被災者を受け入れる社会福祉施設等に対しては、介護サービス費に加え自立支援給付、措置費（運営費）等が支払われる旨、明確にするとともに、当該被災者の生活に必要な食費等の生活費用を国が負担するほか、ご本人の希望により、一刻も早く、住み慣れた地元（少なくとも地元に近い安全な地域）に戻れるよう、国においても責任ある対応をとること。
- (4) 救援自治体が負担した被災地に対する救援物資の輸送・保管・職員の派遣経費及び避難者の受入に要する全ての経費について災害救助法の対象とするなど運用の弾力化を図ること。
- (5) 県営住宅、市町村営住宅、職員住宅等の入居に際して必要となる、住宅設備の設置・改修費用について、国の補助制度を創設すること。
- (6) 事業所等が全半壊、流失するなど、特に大きな被害を受けた企業が、東日本大震災に係る災害関係保証制度及び東日本大震災復興緊急保証制度を利用する場合に、利子補給を実施し、再建資金調達の円滑化を図ること。
- (7) 農地・農業用施設・農業生産施設の被災により本年の生産自体を見合わさざるを得ない事態や、漁港の被災により休漁が長引く事態も想定されることから、地域の実情を踏まえた所得補償対策を検討すること。

また、水産業従事者に対して、被災した漁船や水産加工施

設の復旧を支援する制度を創設すること。

- (8) 緊急雇用創出事業について、事業期間を延長するとともに、被災者の雇用について、地域の裁量により事業が実施できるよう要件を緩和すること。
- (9) 震災による児童のPTSD等、心のケアに対応するための支援の充実を図るとともに、高齢者等の心のケアに対応するためにも、地域支え合い体制づくり事業の事業期間の延長及び財源措置の充実を図ること。

2 被災公共施設等の早期復旧支援について

- (1) 港湾や道路及び水道施設などの公共施設等の復旧や地域の復興等に多額の財政負担を要することから、国庫補助の対象となっていない行政庁舎や関連施設などの復旧経費についても「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により財政措置を講じるほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」等の災害関連法と併せ、補助率やかさ上げ基準、並びに対象範囲などを見直し、被害の実態に即した制度の拡充を図ること。

さらに、地方の甚大な被害状況に鑑み、引き続き県や市町村に対して、災害復旧事業に対する人的支援と技術的支援を行うこと。

- (2) 港湾機能の回復については、日本経済の復興に果たす役割が極めて重要であることから、岸壁の早期復旧や航路・泊地の水深確保を図るため十分な予算を確保するとともに、航路等の浚渫は国が責任を持って実施すること。また、災害時における緊急物資輸送確保のため、耐震強化岸壁の整備などの改良復旧を国の支援の対象とすること。さらに、産業活動を支える基盤を確保するため、激甚災害に係る災害復旧事業の対象を荷役機械、上屋からふ頭用地まで拡大し、第3セクターが整備した荷役機械等を含む港湾機能施設の復旧について、

国が早急に支援すること。

- (3) 液状化や用水施設の破損など甚大な被害を受けた農地や土地改良施設、岸壁が崩壊した漁港や漁協の共同利用施設など農林水産業関連施設についても、早期に復旧が図られるよう、必要な財政的支援を行うとともに、支援対象を拡大するなど、地域の実情に応じた迅速かつ弾力的な対応を行うこと。
- (4) 農林水産業災害復旧事業について、県、市町村及び農家の負担が軽減されるよう既に手当てされたところであるが、被災した農林漁業者の実情を踏まえて、国庫負担の更なる嵩上げなど地元負担の軽減を行うこと。
- (5) 被災した農地・農業用施設の復旧に際して、土地改良区等の事業に対し県や市町村が補助する場合においても、地方財政措置の対象となるよう措置を講じること。
- (6) 公共交通は、地域住民の生活を支える重要な社会基盤であることから、経営基盤が脆弱な地方鉄道の早期復旧に向けて、国庫補助率の引き上げや補助対象範囲の拡大、交付税措置の充実など、国の支援制度の拡充・強化を図ること。

また、震災以降、旅客数が減少している地方鉄道・バスの経営安定化を図るため、運営費補助や無利子融資制度など新たな支援制度を早急に創設すること。

3 津波・液状化等の災害に対応した都市整備等に対する支援について

- (1) 沿岸部の津波対策については、再度の災害を防止する観点から質的水準の高い復旧を行う必要があるが、高度な知見並びに多額な事業費を要することから、国として支援体制を構築するとともに、十分な財源措置を講じること。
- (2) 都市計画区域外の既存集落においても津波による著しい被害が生じており、早期に復興事業に着手できるよう都市計画手続の簡素化など特例的な措置を講じること。また、被災市

街地復興土地区画整理事業の補助対象を被災規模ではなく、激甚災害指定市町村とすること。

- (3) 液状化により、住宅のほかライフラインなどに甚大な被害が生じていることから、被災した自治体における都市機能の再生のため、国において積極的に技術的支援を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

また、支援策の策定に当たっては、地域の実情を十分に踏まえ、自由度の高い補助制度の導入や民間の活力を取り入れた制度設計を行うとともに、単なる復旧にとどまらず、「災害に強いまちづくり」の推進のため、積極的な施策を展開すること。

4 財政支援の充実等について

- (1) 今回の災害は大規模広域複合災害であり、被災者支援や公共施設等の復旧、地域の復興等に当たっては、「(仮称) 災害復興交付金」の創設など財政支援の充実を図ること。
- (2) 震災により発生した災害廃棄物の処理に関する費用を実質的に全額国庫負担とする措置を講じること。また、災害廃棄物処理及び廃棄物処理施設災害復旧事業においては、特定被災地方公共団体以外の地方公共団体を含めて、国庫補助率を更にかさ上げするなど、事業の対象範囲の拡大を図ること。
- (3) 普通交付税については、復旧・復興にかかる地方負担分について、通常とは別枠で措置するとともに、あわせて総額の確保を図るなど被災地方公共団体が必要とする財政需要に適切に対処すること。

また、特別交付税についても、従来の項目とは別枠で措置し、総額を増額したうえで、算定方法の見直しを行い、地方公共団体が必要とする財政需要に適切に対処すること。

- (4) 災害復旧事業債については、対象事業の範囲拡大及び適用要件の緩和などを行うとともに、単独災害復旧事業債の元利

償還金に対する交付税措置を補助災害復旧事業債並みに引き上げること。

- (5) 法人関係税のみならず、幅広い税目で大幅な減収が予想されることから、普通交付税の算定において、各自治体の税收実態を適切に反映すること。それでもなお、税収が大幅に減となった場合には、減収補填債の対象税目の拡大を行うなど、確実な補てん措置を講じること。
- (6) 液状化により噴出した大量の土砂の処理費用が多額に上ることから、国において被災市区町村に対する財政支援を講じること。
- (7) 被災した合併市町村については、復旧・復興事業を最優先に取り組むため、予定している合併特例債活用事業の実施を延伸せざるを得ないことから、地方債の特例を適用する期間を5年間程度延長すること。

1 (2) 福島第一原子力発電所事故の早期収束と風評被害等の対策について

東京電力の福島第一原子力発電所事故の収束に向けた工程表の改定に併せ、政府においても原子力被災者対応の取組方針が示されたところであるが、依然として予断を許さない状況であり、このような状態が続けば生活基盤そのものが破壊されるのではないかと国民は先の見えない不安を感じている。

原発事故により大気汚染や水道水への影響など様々な面で大きな被害が生じており、特に出荷制限や風評被害による農林水産業や観光産業等への経済的影響は計り知れないものがある。

これまで国においては、事故を収束するための対策や風評被害対策等について取り組まれてきたところであるが、国民の安全な生活を取り戻し、農業者をはじめ被害を受けた関係事業者等への確実な補償と支援をするため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 福島第一原子力発電所事故の早期収束について

- (1) あらゆる知恵と努力を結集し、一刻も早く事態の収束を図ること。
- (2) 事態の収束に当たっては、国が強力なリーダーシップを発揮するとともに、我が国の原子力研究開発の研究者、技術者を積極的に活用すること。
- (3) 原子力事故に関する情報について、積極的に開示するとともに、プラントの正確な情報は、住民避難や農業等の被害軽減に必要不可欠なものであることから、関係自治体に対し迅速、的確に提供すること。
- (4) 食品の摂取制限及び出荷制限については、地方公共団体に対し科学的根拠に基づいた方針や考え方を示すとともに、国民が理解できるよう、裏付けとなるデータを添えて分かり易

い表現で公表すること。

また、原子力災害対策特別措置法の具体的運用として、出荷制限に関する判断基準などを明確に規定すること。

2 風評被害対策等について

- (1) 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限はもとより風評被害による価格下落等の被害を被っている農林漁業者や関係事業者全てを一刻も早く救済するため、二次指針に示された農林水産物については早急に仮払いを行うとともに、今後の検討にあたっては食用以外の花などを含めて広範に補償基準を明確化するなど、東京電力及び国の責任において万全の補償を行うこと。
- (2) 販売・流通全般における風評被害を抑制するよう、監視の強化を行い徹底した指導に努めること。特に、国民に過度な不安感を与えることや混乱を回避するため、農林水産物に対する放射性物質検査の結果、安全性が確認された場合には、国において積極的に広報等を行うこと。
- (3) 農林水産物への放射性物質の影響が懸念されることから、国の責任においてモニタリング検査等を実施し安全性を確保するとともに、放射性物質の影響を低減するための技術を確立すること。
- (4) 原発事故に対する不安感から、外国人の農業実習生や技能実習生が帰国している実態を踏まえ、安心して実習を続けられるよう、諸外国や外国人に対して正確な情報と知識の普及に努めること。
- (5) 食品や工業用品等においても、海外に輸出している製品について、輸出先から放射性物質に汚染されていないことの証明を求められる事例が生じていることから、諸外国に対して的確な情報を発信し、過剰反応を抑制するよう強力に要請すること。

また、諸外国の輸入規制等の措置への対応については、国の責任において対処するとともに、国内における放射性物質の検査体制等を充実させること。

- (6) 観光施設等においては地震による大きな被害に加え、原子力事故の影響や原子力事故が原因と考えられる航空路線の運休などにより、観光客の大幅な減少に見舞われており、観光産業は多大な損害を受けている。海外からの観光客も大幅に減少しているところであり、国においては国内外に向けた的確な情報発信や誘客のためのPR等に強力に取り組むとともに、観光産業の早期回復への支援及び風評被害への補償を行うこと。
- (7) 上水道及び下水道施設等から排出される放射性物質を含む汚泥等について、福島県以外の地域における考え方が未定のため、新たな方針を早急に定めること。
- (8) 各都県においては、厳しい財政状況にもかかわらず、放射線・放射能の監視強化や広報等風評被害を払拭するため独自にさまざまな対策を余儀なくされており、これらの経費についても所要の財源措置を講じること。

1 (3) 地域経済対策の実施について

今回の大震災では、被災した地域はもとより、被災地以外の経済・雇用に対しても深刻な影響が生じている。

電力の供給不足から企業の事業活動が大きな痛手を受けるとともに、福島第一原子力発電所の事故に伴う周辺地域からの放射能の検出に伴って、諸外国から食品や工業製品等に対し過度な輸入制限や証明書の発行を求められるなどの風評被害、更には、消費マインドの落ち込みや外国人旅行客の減少など、様々な分野で影響が顕在化しており、大震災からの早期復興に向けて、地域経済対策の実施が喫緊の課題となっている。

そこで、大震災により深刻な影響を受けた地域経済の立て直しに向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 地域経済対策に係る財政支援について

被災地はもとより、被災地以外を含めた地域の、震災後の地域経済の立て直しに向けた経済雇用対策関係予算の早期成立を図ること。

また、地域経済対策に係る地方負担について適切な財源措置を講じること。

2 中小企業者に対する資金繰り支援策の充実について

大震災により、直接又は間接に被害を受け、経営の安定に支障が生じている中小企業者の資金繰りを支援するため、国として、民間金融機関及び政府系金融機関に対し、これまで以上に積極的に新規融資や条件変更等に取り組むよう強く要請するとともに、現在実施しているセーフティネット保証の対象者要件の緩和について、中小企業を取り巻く経営環境や実情を踏まえた期間の延長を行うなど柔軟に対応すること。

また、中小企業の災害復興事業に対する財源を確保するとともに、激甚災害法に基づく支援対象施設の拡大や、都道府県中小企

業支援センター等で実施する企業再生支援に必要な人材の確保、専門家派遣業務の拡充など、中小企業の支援機能を強化するための措置を講じること。

3 観光対策の強化について

大震災により、観光産業は多大な損害を受けていることから、観光産業の早期回復への支援及び風評被害への補償を行うこと。

特に、インバウンド観光対策として、海外に向けて震災や原発事故に関する正確な情報の伝達を行うとともに、安全が十分に確認された場合は、段階的かつ速やかに訪日旅行の安全を宣言・PRすることにより、風評被害の防止と訪日旅行への信頼を回復すること。

さらに、外国政府及び在日大使館・領事館等を通じ、渡航の正常化及び訪日旅行のこれまで以上の促進を要請するとともに、訪日観光客誘致の大型キャンペーンを実施すること。

1 (4) 電力需給対策について

東日本大震災では、我が国史上最大規模の地震及び津波により、東京電力福島第一原子力発電所をはじめ関東地方から東北地方の太平洋側に立地する発電施設に甚大な被害をもたらした。

震災直後は、電力供給能力が落ち込み、大規模停電回避のため、計画停電を実施せざるを得ない事態に陥ったが、鉄道や病院など社会的に不可欠な機能の維持や国民生活、経済活動に過大な負担を与えるなど、多くの重大な課題も明らかになった。

計画停電については原則不実施とする方針が打ち出されてはいるが、電力需要が増大する夏季においては、依然として電力需要が供給を上回るおそれ残っており、特に人命に関わる施設やライフライン施設への影響が懸念される。

また、中部電力浜岡原子力発電所についても、安全対策が完了するまでの間運転が停止されるなど、その影響する地域も広範囲に及んでいる。

そのため、当面する今夏の計画停電の実施や不測の大規模停電を回避するために、電力供給力の更なる確保努力に加え、電力需要を抑制する効果的な対策を講じることが必要である。

1 電力供給力の確保

- (1) 発電所の追加的な復旧、緊急設置電源の新設、周波数変換施設の拡充等により、電力供給力を確保し、地域、産業界の意向、また環境負荷の低減にも十分配慮しつつ、停電のない電力の安定的な供給に努めること。
- (2) 太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの普及、自家発電設備の積極的な活用など、分散型電源施設の導入・活用を推進するとともに、それらを広く周知する効果的な広報を直ちに実施すること。

特に太陽光発電は、加速度的な普及拡大が社会的な急務と

なっていることから、発電設備に係る国の補助制度を当面維持するとともに、依然として高価な設備価格の引き下げや規格の統一を促進すること。

固定価格買取制度については、電気料金に転嫁される太陽光促進付加金とのバランスを勘案しながら買取価格は現状価格を維持し、EU並みの期間(20年)に近づけるよう見直しを図ること。さらには、太陽光発電設備設置者にインセンティブが働く仕組みとして、住宅用太陽光発電に係る全量買取の導入に向けた条件整備について検討すること。

そのほか、分散型電源施設を効率的に活用するため、スマートグリッドを推進すること。

また、行政・民間が所有する自家発電施設については、電力需要のピーク時間帯において、可能な限り積極的な活用を広く促すとともに、活用推進を担保するための費用負担についての支援策を講じること。

- (3) 災害拠点病院以外の医療機関による自家発電装置の整備についても、国による補助の対象となるよう、制度の見直し、拡充を図ること。

2 合理的な節電のための制限や営業時間等の見直し

- (1) 電気事業法に基づく大口需要家に対する最大電力の使用制限は、一律の制限とするのではなく、鉄道、上下水道施設及び廃棄物処理施設などのライフライン施設等、防災関係施設、食品等の放射能測定を行う試験機関については対象から除外すること。また、空港等交通拠点施設、卸売市場、ふ頭施設などの物流拠点施設については、施設の運営に支障を来さないよう十分配慮すること。
- (2) 電気事業法に基づく用途制限や、石油ショック時に行われた行政指導による営業時間規制を現状に合わせ、広く自動販売機などを含めた適用を可能とする法令改正を行うこと。

- (3) 電力多消費型のパチンコ店等の遊戯施設などに対して、電力需要のピークを踏まえて、営業時間の弾力化を可能とするよう強く要請すること。また、必要に応じて関係法令の改正を行うこと。

3 節電へのインセンティブの付与、電力確保への支援

- (1) 小口需要家(500kW未満)の節電に対するインセンティブがより一層高まるよう、過去1年間の最大需要電力により決まる電気の基本料金制度の見直しを行うこと。
- (2) 家庭や中小企業の積極的な節電協力へのインセンティブとして、省エネ家電等の購入に係る「エコポイント制度」の再導入や、基準を上回る節電を達成した場合には、商品券の交付や電力料金の割引、家電エコポイントへの統合など、メリットのある「節電ポイント制度」の導入を検討すること。
また、高い節電率を達成した企業等を公表し表彰するなど、節電意欲を高める制度を導入すること。
- (3) 停電を回避するため、電気予報やエリアメールによる節電警報の実施、マスメディアを活用した電力使用量の徹底した情報公開など、住民・企業の具体的な節電行動を引き出す仕組みづくりを行うこと。
- (4) 現在国が行っている省エネ診断士等専門家による「省エネルギー診断指導」を拡充するなど、中小企業の企業規模、業種・業態に応じてきめ細かい支援を実施するとともに、電力不足に対応する機器(省エネ機器・自家発電機等)の導入支援など、電力制限が解決するまでの間、さまざまな対策を継続的に講じること。

4 省エネスタイルへの転換

- (1) サマータイムなどによる勤務時間・勤務形態の弾力的運用や夏休みの長期化などにより、電力需要の分散化を促進させること。

- (2) 企業が行う操業時間のシフト、平日の定休日の追加・新設等による大企業や中小企業等の節電の取組みを支援すること。
なお、大企業及び中小企業が一体となって操業時間のシフト等を検討する際には、中小企業の事業活動に十分な配慮するよう、きめ細かく企業団体等と調整すること。
- (3) LED照明化への徹底した取組を推進すること。
- (4) オフィスビルや店舗などで、明るすぎる照明により無駄な電力が消費されないよう、照明設計の段階から適切な照度となるよう、現行の照度に関するJISの基準等について、省エネルギーや節電の視点を加えて見直し、定着化すること。
- (5) 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者にわかりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。
- (6) 扉を開け放したまま冷暖房を行っている店舗営業など、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。
- (7) 上記のような取組が進められ、国民全体が省エネスタイルへと転換するよう啓発すること。

1 (5) 原子力安全対策・防災対策の見直しについて

今回の福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の広範囲な放出を伴うなど原子力発電所の安全性に対する国民の信頼を根底から揺るがす事態となっている。

また、政府の要請を受けての浜岡原子力発電所の全炉停止に伴い、エネルギー政策のあり方について、根本的な見直しが求められている。

については、今回の事故の原因を早急に究明するとともに、国策として推進してきた原子力の安全対策・防災対策を抜本的に見直す必要がある。

よって、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 福島第一原子力発電所等の事故について、事故発生の原因や事業者及び国の初動対応を含め事故拡大に至った原因を究明するとともに、避難指示等の事故対処に際して執られた措置や地域住民、国民に対する情報提供の在り方を検証し、原子力安全対策・防災対策を抜本的に見直し、強化すること。
- 2 見直しに当たっては、国が責任を持って原子力防災対策に当たることを明確にするとともに、徹底した情報開示の下、国民に対して分かりやすい説明を行うこと。
- 3 無用の混乱や風評被害を防止するための体制整備を早急に行うこと。
- 4 原子力災害は、事故の状況によっては、都道府県域を越えた広範な地域に甚大な影響(被害)を及ぼすことから、国は、こうした事態を踏まえ、被害想定区域や緊急被ばく医療体制を見直し、発生地以外の都道府県であっても、その影響が及ぶ場合には、当該都道府県が迅速な対応を図れるようにオフサイトセンターの活用や診療資器材の配備を含めた必要な体制を整備すること。
- 5 国民の安全確保と不安解消のため、全国的な視点から次の事項

について早急に対応すること。

- ・放射性物質に対する監視体制の拡充・強化を図ること
- ・都道府県が行う監視体制の拡充に対し支援すること
- ・放射性物質について迅速な分析体制を確保すること
- ・放射線・放射性物質の測定・分析結果に係る評価基準を確立すること
- ・放射線・放射性物質の監視体制及び測定・分析結果並びにその結果が国民の安全確保上問題がないか等について、国民にわかりやすく正確な情報提供を行うこと
- ・放射線や放射能に関する正しい知識を国民が共有できるよう分かりやすい広報を行うこと
- ・安定ヨウ素剤等の原子力防災資機材の整備のあり方の検討を行うこと

6 浜岡原子力発電所については、政府の要請を受けて、中部電力が全ての原子炉を停止することとなったが、国は、浜岡原子力発電所のみを停止するとした判断根拠について、明確に示すこと。

また、国は原子力安全対策・防災対策の抜本的見直しを行うだけでなく、電力需給対策に万全を期するとともに、地元における経済・雇用面での影響に対しても、適切な対応を行うこと。

- 7 原子力発電の安全規制を行う立場にある原子力安全・保安院について、原子力発電を推進する経済産業省から分離・独立させ、客観性と信頼性を高めた安全規制体制を早急に確立すること。
- 8 長期的な視点に立って、太陽光発電等の新エネルギー導入を積極的に進め、その技術開発を促進する施策を講じること。

1（6）災害に強い社会資本整備について

本年3月の東北地方太平洋沖地震では、過去の被害から想定し得る規模をはるかに超えた地震、津波が発生し、未曾有の大災害となった。このように、自然の脅威は人智を超えるものがあり、これに対し万全の備えをすることは、国や自治体の重要かつ当然の責務である。

今回の大震災では、太平洋沿岸を中心に道路等が寸断されたものの、内陸部の幹線道路等が軽傷であったため、長期にわたる幹線道路ネットワークの途絶等は免れ、高速道路網を利用して人材や物資等を被災地に供給することができた。こうした実例を踏まえ、現場感覚に基づいて確かなネットワークとバックアップ機能を充実・強化することが極めて重要である。しかるに、首都圏では、代替ルートとしての役割など防災機能が期待される三環状道路を例にとっても、整備率は未だ47%に過ぎず、大地震が直撃すれば、物資輸送の要である道路が分断され、住民生活や経済活動に甚大な影響を受けることになる。こうしたことから、首都圏の三環状道路をはじめとする道路ネットワークの整備には、何としても集中投資を行う必要がある。

また、地震や津波、高潮、豪雨による水害や土砂災害から国民の生命と財産を守るためには、防潮堤や水門、堤防、ダム等の海岸保全・河川・砂防施設の安全性の向上など、海岸・河川・砂防事業のより一層の推進が必要である。

以上を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じ、災害に強い社会資本の整備を早急に行うよう強く要望する。

- 1 災害時の救援・支援活動や、復興支援を支える交通・物流ネットワークを強化するため、外かく環状道路をはじめとする首都圏三環状道路等の広域幹線道路や地域の骨格を形成する幹線道路等の整備に集中的な投資を行うこと。

- 2 震災時に重要な役割を担う緊急輸送道路等を機能させるため、橋梁の耐震性向上や沿道建物の耐震化を推進するために必要な財源を確保すること。
- 3 国は、地震や津波、高潮、豪雨による水害や土砂災害から首都圏や低地帯を守るため、海岸保全施設や高規格堤防事業等の河川施設、砂防施設の整備を推進すること。特にハッ場ダムについては、計画通り平成27年度の完成を実現すること。
- 4 安否確認や支援物資の受給調整にあたって、携帯電話が重要な情報伝達手段となることから、災害時においても緊急連絡を確保できる携帯電話網等情報システムの整備を進めること。

1 (7) 今後の防災対策について

「東海地震」や「首都直下地震」、「富士山噴火」などの災害が発生した場合には、広範な地域に被害が及ぶことが想定されているが、東日本大震災に見られるとおり、これまでの想定を超えた被害をもたらす災害が発生することもあると考えられる。

ついては、こうした大規模災害を想定し、都道府県域を越えた広域的な視点からの対策が必要であるので、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 巨大地震の調査研究に基づく地震・津波対策の強化

- (1) これまでの想定をはるかに超える東日本大震災の発生により、地方公共団体では、地震対策や津波対策の再検討を迫られている。

これらの対策の前提となる想定地震として、マグニチュード9クラスの巨大地震や、大きな津波を引き起こす地震等について、国の責任において、広域的な観点から最先端の知見を集め、早急に震源モデルの構築や被害想定手法の検証を行い、その結果を地方公共団体に示すこと。

- (2) さらに、検証結果を踏まえ、国の防災基本計画及び東海地震や首都直下地震に係る対策大綱等を早急に見直すとともに、現在の地震・津波対策の総点検を行うこと。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震の連動発生への対策強化を早急に進めること。

2 新たな広域支援対策の確立

- (1) 大規模地震などにより甚大な被害が発生した際に、他の地方公共団体が迅速かつ効果的に被災地の支援を行えるよう、現に継続している被災者受入等に係る費用はもとより、今後の費用負担の面も含めて、国として広域的応援体制の確立を図ること。具体的には、被災地で必要とされる様々な分野（行

政、災害ボランティア、民間企業、団体等）の人材を的確に配置する仕組みや、物資を必要な場所に迅速かつ的確に届ける仕組み等について、国が再構築すること。

- (2) 支援を実施する地域の割り振りにおいて、都道府県の支援先を決める全国知事会による調整と、市町村の支援先を決める総務省が関与する調整が並存し、都道府県と市町村が連携する上で支障が生じていることから、都道府県が域内の市町村と一体となり同一の被災地に集中した支援を行うことができるよう改善を図るとともに、地方が支援に要した経費に対する恒常的な財政支援制度を創設すること。
- (3) 震災及び原発事故からの早期の復旧・復興を図るとともに、広域支援体制の確立などの今後の防災対策を迅速に進めるためには、国の総力を挙げての取り組みが必要であることから、各省庁間が連携・協力して、迅速かつ的確な対応ができるような体制づくりに努めること。

3 住宅・建築物の耐震化の促進

(1) 住宅の耐震化の促進

住宅の耐震化は、住宅の倒壊から住民等の命を守るだけでなく、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会的負担を軽減する効果があることから、これを早急に進める必要がある。

しかし、現行の補助制度については、住宅の耐震補強に対する補助金の額が、補助対象限度額の耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に23%を乗じて得た額）の2分の1以内の額となっており、地方で実施している補助制度に適応できず、事務処理が煩雑となり小規模な市町村では対応できないため、これを廃止し、地方公共団体が補助する額の2分の1以内の額とすること。

また、高齢者世帯における木造住宅の耐震化を推進するた

め、高齢の親と別居する子どもが親の住宅の耐震補強を行う場合には、その費用を子どもの所得税から控除する制度を創設すること。

さらに、液状化防止のため、宅地耐震化推進事業の制度拡充等の措置を講じること。

(2) 私立幼稚園等の耐震化の促進

地震による被害を最小限に食い止める上で、何よりも優先すべきものの一つは子どもの生命の安全確保であることから、学校施設や児童福祉施設の耐震化は極めて重要であり、従来にも増して積極的な推進が必要である。

とりわけ、老朽施設の改築は、耐震化を促進させるための有効な手段であり、ひいては、教育環境の向上につながることから、その需要は大きい。が、国の予算措置は、これに十分応えきれておらず、補助要件を満たしても採択されない事例が発生している。

私立幼稚園をはじめとする学校施設等の設置者が計画どおりに事業を進めることができるよう、十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。

(3) 医療機関等の耐震化の促進

医療機関や社会福祉施設は、地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く利用しており、患者や利用者等の安全確保が極めて重要であることから、耐震化が早急に進められるよう、既存の耐震化補助事業の拡充等の措置を講じること。

(4) 店舗等の耐震化の促進

店舗や事務所ビルなどは多くの利用者があり、仮に倒壊した場合の影響は利用者のみならず近隣にも及ぶ可能性がある。しかしながら、耐震改修には多額の費用を要することから、耐震改修の実施を躊躇する所有者が多く、国において補

助率の引上げを行い、所有者の負担を軽減すること。

(5) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の義務化

災害時の避難や支援物資の輸送路として重要な緊急輸送道路は、沿道の建築物が倒壊することにより閉塞してしまうと、その機能が失われてしまう。このため、現状の耐震改修促進法では努力規定となっている緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を所有者の義務となるよう改正する措置を講じること。

2 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠であり、その着実な推進を図ることが必要である。

政府は平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、広範な分野にわたって取組方針を示したが、その内容は具体性や実効性が十分とは言えない。今後、地方と十分に協議しながら、大綱に掲げた取組の実行と更なる改革の実現に向け、今般の「地域主権改革関連3法」の成立も弾みとし、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

さらに、厳しい経済・雇用情勢が続く中、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体の改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等の増加により危機的な状況に陥っており、持続可能で安定的な財政運営ができる税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 事務・権限の移譲

中央政府の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲するという観点から、地方分権改革推進委員会の勧告の内容等を受け止めた上で、地域主権戦略大綱で示された内容にとどまらず、更なる事務・権限の移譲を早急に行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進することができるようにするため、早期に国による義務付け・枠付け、関与について廃止を基本とした更なる見直しを徹底するとともに、条例による法令の上書き権を含めた条

例制定権の拡大を進めること。

特に、都道府県が共同で提出した「義務付け・枠付けの見直し」等のための構造改革特区に係る提案事項について前向きな回答が得られていないことから、地方の意見に真摯に対応すること。

また、これまでの見直しでは、例えば、福祉施設に配置する職員の数、居室の面積などについて「従うべき基準」が相当数設定されているが、廃止又は「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう速やかに見直し、今後の見直しに当たっても、「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

さらに、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された、各府省における法案の立案段階での「チェックのための仕組み」を確立すること。

あわせて、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

3 国の出先機関の原則廃止

国の出先機関については、平成22年12月に閣議決定された「アクション・プラン」では、直轄国道・直轄河川、ハローワークについては一定の取組方針が示されたものの、これ以外の項目については具体的記述が乏しく、移譲に向けた工程など多くの部分が今後の検討に委ねられ、原則廃止を直ちに実現させる内容とはなっていない。「補完性の原則」に基づき、事務・権限の必要性を精査した上で、国が担うべき事務・権限以外は地方に移譲し、原則廃止すること。

特に、地方が強く移譲を求めているハローワークや直轄国道・直轄河川については、財源措置等の具体的な制度的枠組みを明示した上で直ちに移管し、これら以外の事務・権限の移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

また、事務・権限の移譲に当たっては、政府が責任を持って、必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管についても、地方と十分に協議を行うこと。

4 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化

「地域主権戦略大綱」では、国から地方への税源移譲の実現に向けた具体的な方策が明確に示されていない。

まず、地方を含めて早急に検討を行い、具体的な方策を明確にすること。

その際、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、地域偏在性が小さい安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が地方間の水平調整に置き換えられることがないようにすること。また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであり、このような不合理な暫定措置は直ちに撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

また、社会保障の財源については、子育て支援・障害者福祉などを含めた福祉全体を見据えた上で、サービスの担い手である地方の参画の下、国と地方の役割を踏まえた「社会保障と税の一体改革」を行うこと。

5 地方消費税の引上げ

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防等の住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供し

ていくため、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の税率引上げについて、消費税と併せて国民的議論を喚起し、抜本的な検討に直ちに着手すること。

6 自動車関連諸税の見直しへの対応

自動車関連諸税は、地方自治体の都市基盤整備などの貴重な財源となっていることから、現在の税率水準を引き続き維持し、地方の財源を確実に担保すること。

見直しを行う場合には、地方財政に影響が及ばないよう、地方の減収分について、地方税の拡充により確実に財源措置すること。

また、原油価格の異常な高騰が続いた場合の課税停止については、一定の期間、適用を停止することとされているが、今後、当該措置が適用される場合には、国の責任において全ての地方自治体に対し、確実に減収分の補てん措置を行うこと。

さらに、地球温暖化対策のための税の検討に当たっては、地方が地球温暖化対策における諸施策を担うことを踏まえ地方環境税や地球温暖化対策譲与税など、地方税財源を確保する仕組みを講じること。

7 地方法人課税の堅持

政府は「新成長戦略」に、法人実効税率の引下げを盛り込んだが、地方の重要な財源である地方法人課税の縮減は行わないこと。

国の法人税率を引き下げる場合でも、法人住民税や地方交付税の総額が減少することから、地方税の減収については他の地方税の充実を、地方交付税の減収については法定率の引上げ等を確実に行之、地方税財源を確保すること。

8 地方交付税の復元・充実

地方交付税については、地方固有の共有財源であることを明確

にし、国による義務付けや政策誘導を排除すること。

また、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、今後の地方財政対策において、地方が安定的に行政サービスを提供できるよう地方交付税総額を充実すること。

地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げ等によって対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

9 地域自主戦略交付金の見直し

本来、国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税として税源移譲することが目的である。

平成23年度から地域自主戦略交付金が創設され国庫補助金の一部が交付金化されたが、本来望ましい「税源移譲」実現までの経過措置であることを明確にした上で、より柔軟に地方の知恵と創意が活かせるものとする。

配分に当たっては、地方における社会資本整備事業等の重要性に配慮し、地方が実施すべき事業を推進するための所要額全額を確保し、一括交付金化を国の財源捻出の手段としないこと。

制度の運用及び設計に当たっては、事務手続きの簡略化を図るとともに、今後のスケジュールや段階的な移行について、その詳細を早急に明らかにした上で、国と地方の協議の場や地域主権戦略会議等において十分に議論し、地方の意見を的確に反映すること。

また、一括交付金による財政力格差の是正は行わないこと。

10 直轄事業負担金制度の改革

地域主権戦略大綱においては、平成25年度までに直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得ることとされているが、地方との協議など制度廃止に向けた具体的な取組は一

向に進んでいない。

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理な制度であることから、制度廃止に向けた具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成し、早期に廃止すること。

また、直轄事業負担金の廃止に向けては、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方との協議を十分に行い、地方からの意見をしっかりと反映すること。

11 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、例えば、「地方自治基本法（仮称）」の制定など、早急に地方自治法を抜本改正すること。

12 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、検討期間を十分に確保するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

3 都県境を越えた野生鳥獣害対策について

全国的に野生鳥獣による農林業被害や生態系被害が減少しないため、野生鳥獣害対策の強化が求められている。

このためには、都県境を越えた野生鳥獣の捕獲及び情報共有等に係る広域連携並びに捕獲の担い手確保対策を図ることが必要である。

そこで、これらの課題の解決に向けて制度改正等が必要な事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 都県境を越えて行動していると考えられる動物の広域的なモニタリングについては、国による取組を検討するとともに、都県での連携に対する指導・支援を実施すること。
- 2 国有林や国立公園などにおいては、設置管理者として関係都県と協力した積極的な個体数調整の取組を実施すること。
- 3 鳥獣被害防止特別措置法に基づく対象鳥獣捕獲員について、雇用形態を非常勤職員としての雇用から登録制度にするなどの任命要件の緩和及び狩猟税軽減税率適用期間の延長とそれに係る税収入の減収分の補填を行うこと。
- 4 少ない担い手で効果的に捕獲ができるよう、有効なわなの開発及び銃による捕獲に関する規制の緩和を行うこと。
- 5 民間保険会社が個人向けのハンター保険から撤退するなど、補償制度が十分でない環境であることから、公的な補償制度（自賠責保険のような強制保険）を創設すること。
- 6 網・わな猟に係る狩猟者に対して銃猟と同じ補償を求めているため、補償要件の緩和を実施すること。

4 介護職員処遇改善等の取組の継続・改善について

少子高齢化、人口減少が進行する中であって、介護サービスの充実や社会全体で子育てを支援することが喫緊の課題である。

このため、介護職員処遇改善等臨時特例交付金事業、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業及び妊婦健康診査臨時特例交付金事業が実施されているが、これらの取組については、事業終了後も継続する必要がある。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 不足する福祉・介護人材の確保と定着促進に向けて、国の介護職員処遇改善等臨時特例交付金事業及び障害者自立支援対策臨時特例交付金事業に基づき、介護サービス事業者等に交付している福祉・介護職員の処遇改善交付金は、実施期間が平成23年度までとされているが、平成24年度以降も確実に福祉・介護職員等の賃金の改善に繋がる措置を講じること。

また、現在の介護職員処遇改善交付金等の申請事務が煩雑であり事業者の負担となっていること、福祉・介護職員のみを対象としていることから、報酬改定の検討も含め、その手法を見直すこと。

- 2 市町村が実施する妊婦健康診査の公費負担については、国の地方財政措置及び平成23年度末までを実施期間とした妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）事業等により、14回分の財源措置が講じられているが、母体や胎児の適切な健康管理を図る上で妊婦健康診査が果たす役割の重要性や必要性等を考慮し、国が責任をもって平成24年度以降も市町村が14回の公費負担を安定して実施するために必要な財源措置を講じ、安心して妊娠・出産できる体制を確保すること。

5 道路網の整備促進等について

国土の骨格を形成する高規格幹線道路等の整備は、国土の均衡ある発展を図る根幹となるものである。また、都市圏などの環状道路やバイパス等の整備は、都市機能を回復し地域経済の活性化を図る上で喫緊の課題となっており、強力に整備促進を図ることが必要である。

また、東北及び関東地方に多大な被害をおよぼした東北地方太平洋沖地震においても、高規格幹線道路は緊急輸送路として、救援活動や援助物資の輸送等に大きな役割を果たしたところである。

震災復興に多額の費用が見込まれる中ではあるが、地域の安全・安心の確保のためにも、必要な道路整備については、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国が責任を負うべき道路を着実に整備するとともに、地方が行う必要な道路整備の財源についても確実に確保されたい。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 東北縦貫自動車道宇都宮 I C以北の6車線化整備計画の策定と渋滞対策の早期実施

東北縦貫自動車道は、首都圏と東北地方を結ぶ広域連携軸として極めて重要な幹線道路である。

については、交通渋滞を解消し、高速性・定時性を確保するため、宇都宮 I C以北の6車線化整備計画の早期策定を図るとともに、当面の対策として、渋滞が頻発している箇所の付加車線などの対策を早急に実施すること。

2 上信越自動車道全線の4車線化の早期完成

上信越自動車道は、連絡する関越自動車道、北陸自動車道、長野自動車道および中部横断自動車道と一体となって高速道路ネッ

トワークを形成し、地域の経済・文化の発展、観光の振興など沿線地域に大きな効果をもたらすと共に日常の救急救命医療や災害時の緊急輸送として大きな役割を果たす重要な道路である。

平成11年10月に全線が供用開始され、平成21年11月には、豊田飯山ICから信濃町IC間の4車線化工事が完成したが、同路線の機能を十分活かす上からも、引き続き、暫定2車線供用区間である信濃町ICから上越JCT間の早期4車線化を図ること。

3 都市高速道路中央環状線の早期完成

都市高速道路中央環状線は、首都圏三環状道路のうち、最も都心寄りで、都心からおよそ半径約8キロメートルに位置する、総延長約47キロメートルの環状道路であり、都心に集中する慢性的な交通渋滞を緩和する重要な役割をもつ路線である。

中央環状線の残る区間である品川線については、平成25年度の完成に必要な財源の措置を講じること。

また、既に開通している区間においても、中央環状線本来の機能を発現させるため、渋滞対策を推進し、必要な事業に対して財源の措置を講じること。

4 東京外かく環状道路の整備促進

東京外かく環状道路は、都心から約15キロメートル圏を環状に結ぶ延長約85キロメートルの道路であり、都心に集中する放射状の高速道路や一般国道等と連結し、自動車交通の円滑な分散導入を図る重要な役割を担うものである。

については、既に開通している関越道から三郷南IC間に引き続き、東関道（市川市）までの約16キロメートルの事業中区間について、環境に配慮しながら、事業を着実に推進し、平成27年度までに開通させること。

関越道（練馬区）から東名高速（世田谷区）間の約１６キロメートルは、平成２１年５月に事業化され、平成２２年度は、用地測量、用地買収及び設計等が進められた。今後は、東京外かく環状道路の早期完成に向けて、速やかに工事着手するとともに、必要な財源の措置を講じること。

東名高速から湾岸道路間については、国土開発幹線自動車道建設法の予定路線として位置づけられているが、ルート等は未定の状況である。外環を完全な環状道路とし、その機能を十分発揮させるため、早期に計画の具体化を図ること。

５ 首都圏中央連絡自動車道の建設促進

首都圏中央連絡自動車道は、都心からおよそ半径４０～６０キロメートルの位置に延長約３００キロメートルの高規格幹線道路として計画され、首都圏の中核都市間の連携を強化し交流を促進することにより、地域発展の基盤として重要な役割を果たすものである。

八王子ＪＣＴから鶴ヶ島ＪＣＴ間の開通により中央道と関越道が接続して高速道路ネットワークの一部が形成され、渋滞緩和などの整備効果を発揮していることから、整備促進によりさらなる効果が期待されている。

さらに、今後予想される首都直下地震など、首都圏における災害時には、緊急輸送路として救援活動や援助物資の輸送等に極めて大きな役割を果たすことから、環状の道路を早期に完成させることが急務である。

については、引き続き、有料道路制度の積極的な活用などにより一層の事業の促進を図るとともに、国が定めた開通目標に基づいて、早期かつ確実に全線を開通させること。

昨年開通目標が見直しされた桶川北本ＩＣから白岡菖蒲ＩＣ間及び五霞ＩＣ（仮）からつくば 中央ＩＣ間については、用地取

得を促進し、開通目標の前倒しを図ること。

また、圏央道の中で唯一開通目標が示されていない大栄から横芝間については、成田空港と羽田空港の一体活用のために必要な道路でもあり、ミッシングリンクの観点からも、早期に開通目標を設定し、一日も早い完成を図ること。

6 第二東海自動車道（新東名）の建設促進

第二東海自動車道（新東名）は、第一東海自動車道（東名）の利用実態、渋滞状況から高速交通需要の適切な機能分担を図るため計画されたものであり、かつ、災害時の緊急輸送路としての役割も大きいことから、「整備計画区間」については、整備を促進し、早期完成を図ること。

また、「基本計画区間」及び「予定路線区間」である、海老名市以東の区間については、計画の促進を図ること。

7 中部横断自動車道の整備促進

中部横断自動車道は、日本列島の中央部において太平洋側と日本海側とを直結するとともに、北関東3県及び甲信静3県を結ぶ「関東大環状ネットワーク」を支える高速道路網の一部を形成し、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な路線であり、平成23年3月には佐久南ICから佐久小諸JCT間が開通し、国道141号の渋滞緩和などの整備効果が期待できるところである。

引き続き、「整備計画区間」である吉原JCT（仮）から増穂IC間及び八千穂IC（仮）から佐久南IC間の整備を促進し、早期完成を図ること。

また、「基本計画区間」である長坂JCTから八千穂IC（仮）間については、整備計画の早期策定を図ること。

8 三遠南信自動車道の整備促進

三遠南信自動車道は、東三河（愛知県）、遠州（静岡県）、南信（長野県）の各地域を相互に結ぶことにより、新しい地域構造の構築に寄与するための重要な道路である。については、既に開通している飯田山本ＩＣから天龍峡ＩＣ間に引き続き、「整備計画区間」の整備を促進し、早期完成を図るとともに、「基本計画区間」については、整備計画の早期策定を図ること。また、同自動車道と一体として機能すると計画した一般道路の整備を早期に推進するため、国として必要な財政措置を講じること。

9 核都市広域幹線道路の計画の促進

核都市広域幹線道路は、首都圏の業務核都市の育成整備を図り、業務核都市相互を連絡する重要な広域幹線道路であるので、早期事業化に向けて、調査・計画を促進し具体化を図ること。

10 中央自動車道の機能強化の促進

中央自動車道は、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として機能しており、上野原ＩＣから大月ＪＣＴ間については、６車線化事業が進められ、完成している。

しかし、高井戸ＩＣから上野原ＩＣ間においては、慢性的な渋滞が依然発生しており、また、平成１９年６月の圏央道の接続後、中央自動車道の交通量はさらに増加していることから抜本的な渋滞対策が必要と考える。

については、当面、上野原ＩＣから八王子ＪＣＴ間の整備計画の策定を図ること。

また、中央自動車道と東名高速道路を結ぶ東富士五湖道路の須走ＩＣ以東の整備（国道１３８号須走道路・御殿場バイパス）は、産業・経済や観光振興及び防災などに大きな効果が見込まれる極めて重要な事業である。

現在、国はこれらの道路について、調査を進めているが、関係自治体と連携を図り、早期着工に向け特段の措置を講じること。

11 東関東自動車道の建設促進

東関東自動車道水戸線は、鹿島港や茨城港、さらには成田国際空港や、茨城空港などの交流拠点を結び、陸・海・空の広域交通ネットワークを形成することはもとより、首都圏域での災害時におけるリダンダンシーの確保と、第3次救急施設への短時間搬送可能区域の大幅拡大などに欠かすことのできない重要な幹線道路である。

ついでには、既に開通している茨城空港北ICから茨城町JCT間に引き続き、(仮)鉾田ICから茨城空港北ICまでの区間の整備促進を図るとともに、現在国において事業が進められている潮来ICから(仮)鉾田IC間についても、整備のための予算を確保し、着実な整備促進を図ること。

なお、本道路の追加ICである谷津船橋ICと(仮)酒々井ICについても、早期完成に向け必要な財源の措置を講じること。

また、東関東自動車道館山線(館山自動車道)は、一般国道127号富津館山道路などの広域幹線道路と一体となって千葉市と館山市を連絡し、これに接続する東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道などとともに、南房総地域と首都圏各地域との文化・観光・経済等多様な連携強化を促し、地域の発展、活性化に欠くことのできない重要な道路である。

このため、4車線化が決定された君津ICから富津竹岡IC間については、事業着手が不透明な状況となっているが、速やかに事業に着手し、早期完成を図ること。

12 中部縦貫自動車道の整備促進

中部縦貫自動車道は、長野県松本市から岐阜県の飛騨地域を経

由して、東海北陸自動車道に接続し、福井県福井市に至る道路であり、関東、中部、北陸地方の広域的、一体的な発展に大きく寄与する重要な路線である。

しかしながら、現道である国道158号は中部山岳の急峻な地形を貫いていることから、狭小幅員、線形不良、落石等による交通障害が発生しており、特に長野県側の奈川渡ダム周辺の狭小トンネルが連続する区間の解消は、安全で円滑な交通の確保のために喫緊の課題となっている。

この区間は、平成23年度より国の直轄事業として事業化され、調査が進められているが、関係自治体とも連携を図り、早期に完成を図ること。

13 スマートインターチェンジの整備促進

スマートインターチェンジは、既存のインターチェンジを補完し、高速道路の利用促進や一般道路の渋滞緩和に寄与するとともに、地域振興や観光地等の活性化に資する極めて有効なインターチェンジである。

については、スマートインターチェンジの整備に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体が整備するアクセス道路への財政支援など一層の制度拡充を図ること。

14 利用しやすく社会経済活動の効率を高める高速道路料金体系の実現

首都圏三環状道路が整備されることにより、首都圏の高速道路がネットワークとしての機能を発揮し、道路利用者の利便性向上や経済活動の効率化・活性化など、多方面での効果が期待できる。

加えて、都心部の渋滞緩和及び排出ガス総量の抑制、大型貨物車の利用促進などの効果を発揮させ、首都圏全体が目指すべき将来像の実現につなげていくためには、高速道路ネットワークを十

分活用できるよう政策誘導を図ることが重要である。

については、東京湾アクアラインなどを含む首都圏の高速道路ネットワークについて、より外側の環状道路へ交通誘導を行うとともに、同一発着同一料金を基本とし、複数の料金体系の存在による割高感の解消や、長距離利用者や大型車の利用促進等にも対応した一体的で利用しやすい料金体系を実現すること。

なお、高速道路の料金体系については、地方の意見や高速道路無料化社会実験及びこれまで実施した料金割引の結果などを踏まえ、道路政策にかかる総合的かつ多角的な検証を行い、利用者の利便向上を図ること。

